

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	2025年11月27日
【中間会計期間】	第79期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社沖縄海邦銀行
【英訳名】	THE OKINAWA KAIHO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 新城 一史
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
【電話番号】	(098)867-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 高良 彦行
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
【電話番号】	(098)867-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 高良 彦行
【縦覧に供する場所】	株式会社沖縄海邦銀行コザ支店 (沖縄県沖縄市上地1丁目13番18号) 株式会社沖縄海邦銀行名護支店(やんばる支店内) (沖縄県名護市字宮里875番地16) 株式会社沖縄海邦銀行宮古支店 (沖縄県宮古島市平良字西里307番地1) 株式会社沖縄海邦銀行八重山支店 (沖縄県石垣市字登野城3番地1)

(注) 上記の店舗は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,123	6,746	7,688	12,577	13,153
連結経常利益	百万円	1,054	1,701	1,775	2,042	1,092
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	667	1,296	1,410		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				1,287	751
連結中間包括利益	百万円	870	7	2,108		
連結包括利益	百万円				1,257	2,361
連結純資産額	百万円	42,079	43,943	43,527	44,121	41,503
連結総資産額	百万円	784,033	774,718	805,915	788,355	767,596
1株当たり純資産額	円	12,395.67	12,946.26	12,823.17	12,997.35	12,226.19
1株当たり中間純利益	円	196.83	382.38	415.96		
1株当たり当期純利益	円				379.52	221.62
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円					
自己資本比率	%	5.36	5.66	5.39	5.59	5.40
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	32,794	14,481	27,459	34,192	27,515
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,939	10,123	5,778	10,535	32,200
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	97	179	97	192	275
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	42,850	49,293	91,383	53,832	58,241
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	671 [122]	651 [112]	645 [108]	640 [120]	627 [112]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。
2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末非支配株主持分) を (中間)期末資産の部の合計で除して算出してあります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第77期中	第78期中	第79期中	第77期	第78期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	6,112	6,732	7,667	12,522	13,090
経常利益	百万円	1,062	1,706	1,773	2,028	1,070
中間純利益	百万円	674	1,300	1,409		
当期純利益	百万円				1,299	739
資本金	百万円	4,537	4,537	4,537	4,537	4,537
発行済株式総数	千株	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
純資産額	百万円	41,951	43,557	43,268	43,697	41,210
総資産額	百万円	784,093	774,508	805,846	788,087	767,459
預金残高	百万円	737,412	721,894	753,204	733,801	718,239
貸出金残高	百万円	544,328	555,606	574,208	548,519	565,317
有価証券残高	百万円	180,171	156,807	125,970	168,937	130,814
1株当たり配当額	円	25	25	25	75	50
自己資本比率	%	5.35	5.62	5.36	5.54	5.37
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	662 [122]	642 [112]	638 [108]	631 [120]	620 [112]

(注) 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計を (中間)期末資産の部の合計で除して算出してあります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）における国内景気は、総じて緩やかに回復しています。企業収益は改善傾向にあり、業況感は良好な水準を維持しました。個人消費は物価上昇の影響などから消費マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しております。

沖縄県内の景気は、観光関連産業が好調に推移していることを背景に拡大基調にあります。入域観光客数や主要ホテルの客室稼働率は前年を上回りました。雇用・所得情勢は緩やかに改善し、個人消費は緩やかに増加しております。

このような環境の中、当行は顧客サービスの向上を図るため「デジタルとリアルのコミュニケーション」を基本方針に掲げ、第18次中期経営計画「BEYOND THE BANK」（計画期間：2025年4月～2030年3月）をスタートしました。これまで以上にお客さまの最善の利益追求に向け、課題解決や資産形成のサポートに取り組んでまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の経営成績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息収入や役務取引等収益が増加したことなどから、前年同期比9億41百万円増加の76億88百万円となりました。また、経常費用は預金利息や営業経費が増加したことなどにより、前年同期比8億68百万円増加の59億13百万円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比73百万円増加の17億75百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比1億13百万円増加の14億10百万円となりました。

当中間連結会計期間末の連結財政状態について、総資産は前連結会計年度末比383億18百万円増加の8,059億15百万円、純資産は前連結会計年度末比20億23百万円増加の435億27百万円となりました。

主要勘定として、貸出金は地方公共団体向け貸出が減少しましたが、事業性貸出と個人向け貸出が増加したことにより、前連結会計年度末比88億91百万円増加の5,742億8百万円となりました。

預金は、地方公共団体その他及び法人預金が増加したことなどにより、前連結会計年度末比349億39百万円増加の7,530億26百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比48億44百万円減少の1,258億90百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は56億86百万円、役務取引等収支は2億97百万円、その他業務収支は15百万円となりました。

部門別にみますと国内業務の資金運用収支は56億86百万円、役務取引等収支は3億25百万円、その他業務収支は15百万円となりました。国際業務の資金運用収支は0百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,097	0		5,097
	当中間連結会計期間	5,686	0		5,686
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,287		0	(0) 5,287
	当中間連結会計期間	6,352		0	(0) 6,352
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	190	0	0	(0) 190
	当中間連結会計期間	666	0	0	(0) 666
役務取引等収支	前中間連結会計期間	279		24	254
	当中間連結会計期間	325		27	297
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	741		24	716
	当中間連結会計期間	810		27	783
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	461		0	461
	当中間連結会計期間	485		0	485
その他業務収支	前中間連結会計期間	0	0		0
	当中間連結会計期間	15	0		15
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	0	0		0
	当中間連結会計期間		0		0
うちその他業務費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	15			15

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。
3. 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は7億83百万円、そのうち預金・貸出業務によるもの3億93百万円、為替業務によるもの2億5百万円となりました。

一方、役務取引等費用は4億85百万円、そのうち為替業務によるもの72百万円となりました。

その結果、役務取引等収支は2億97百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	741		24	716
	当中間連結会計期間	810		27	783
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	294			294
	当中間連結会計期間	393			393
うち為替業務	前中間連結会計期間	201		0	201
	当中間連結会計期間	205		0	205
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	52			52
	当中間連結会計期間	45			45
うち代理業務	前中間連結会計期間	69		24	44
	当中間連結会計期間	64		27	36
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	5			5
	当中間連結会計期間	4			4
うち保証業務	前中間連結会計期間	10			10
	当中間連結会計期間	12			12
役務取引等費用	前中間連結会計期間	461		0	461
	当中間連結会計期間	485		0	485
うち為替業務	前中間連結会計期間	61		0	61
	当中間連結会計期間	72		0	72

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	721,824	70	162	721,731
	当中間連結会計期間	753,133	71	177	753,026
うち流動性預金	前中間連結会計期間	550,174	61	72	550,164
	当中間連結会計期間	567,439	65	57	567,447
うち定期性預金	前中間連結会計期間	170,064		90	169,974
	当中間連結会計期間	183,460		120	183,340
うちその他	前中間連結会計期間	1,584	8		1,593
	当中間連結会計期間	2,233	5		2,239

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)				
製造業	20,853	3.75	20,552	3.57
農業, 林業	2,322	0.41	2,457	0.42
漁業	680	0.12	715	0.12
鉱業, 採石業, 砂利採取業	328	0.05	301	0.05
建設業	42,810	7.70	47,707	8.30
電気・ガス・熱供給・水道業	8,104	1.45	7,538	1.31
情報通信業	4,613	0.83	4,925	0.85
運輸業, 郵便業	12,152	2.18	11,515	2.00
卸売業, 小売業	45,494	8.18	47,564	8.28
金融業, 保険業	11,627	2.09	12,345	2.14
不動産業, 物品賃貸業	233,519	42.03	244,854	42.64
各種サービス業	80,158	14.42	79,723	13.88
地方公共団体	18,884	3.39	16,412	2.85
その他	74,049	13.32	77,590	13.51
合計	555,606	100.00	574,208	100.00

(注) 国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前年同期比420億89百万円増加の913億83百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより274億59百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還などにより57億78百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより97百万円の支出となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.13
2. 連結における自己資本の額	452
3. リスク・アセットの額	4,462
4. 連結総所要自己資本額	178

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	10.12
2. 単体における自己資本の額	451
3. リスク・アセットの額	4,464
4. 単体総所要自己資本額	178

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16	26
危険債権	68	64
要管理債権	66	50
正常債権	5,435	5,636

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
第1回A種優先株式	500,000
第2回A種優先株式	500,000
計	6,000,000

(注) 「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能株式総数の合計とは一致していません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,400,000	3,400,000	該当ありません	(注)
計	3,400,000	3,400,000		

(注) 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年9月30日		3,400		4,537		3,219

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
西平経史	沖縄県那覇市	257	7.58
沖縄土地住宅株式会社	沖縄県那覇市泉崎1丁目21番13号	205	6.06
沖縄海邦銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号	164	4.85
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	137	4.06
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	137	4.05
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	134	3.96
比嘉良雄	沖縄県那覇市	127	3.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	117	3.46
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	101	2.98
中央産業株式会社	沖縄県那覇市壺川3丁目1番19号	67	1.99
計		1,451	42.78

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,359,800	33,598	
単元未満株式	普通株式 31,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,400,000		
総株主の議決権		33,598	

(注) 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 当行	那覇市久茂地2丁目9 番12号	8,800		8,800	0.25
計		8,800		8,800	0.25

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書き後段の規定に基づき、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	58,700	91,861
有価証券	1, 2, 4 130,734	1, 2, 4 125,890
貸出金	2, 3, 5 565,317	2, 3, 5 574,208
その他資産	2, 4 1,937	2, 4 2,598
有形固定資産	6 7,943	6 7,969
無形固定資産	672	622
退職給付に係る資産	1,236	1,250
繰延税金資産	1,995	1,737
支払承諾見返	2 2,757	2 3,125
貸倒引当金	3,700	3,349
資産の部合計	767,596	805,915
負債の部		
預金	718,086	753,026
その他負債	4,422	5,376
賞与引当金	316	340
退職給付に係る負債	304	300
役員退職慰労引当金	130	122
偶発損失引当金	74	95
支払承諾	2,757	3,125
負債の部合計	726,092	762,387
純資産の部		
資本金	4,537	4,537
資本剰余金	3,219	3,219
利益剰余金	37,031	38,357
自己株式	31	31
株主資本合計	44,757	46,082
その他有価証券評価差額金	3,461	2,727
退職給付に係る調整累計額	166	131
その他の包括利益累計額合計	3,294	2,596
非支配株主持分	41	41
純資産の部合計	41,503	43,527
負債及び純資産の部合計	767,596	805,915

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
経常収益	6,746	7,688
資金運用収益	5,287	6,352
(うち貸出金利息)	4,767	5,724
(うち有価証券利息配当金)	440	450
役務取引等収益	716	783
その他業務収益	0	0
その他経常収益	1 742	1 552
経常費用	5,044	5,913
資金調達費用	190	666
(うち預金利息)	173	661
役務取引等費用	461	485
その他業務費用	-	15
営業経費	2 4,248	2 4,605
その他経常費用	3 144	3 140
経常利益	1,701	1,775
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	0	10
固定資産処分損	0	10
税金等調整前中間純利益	1,701	1,764
法人税、住民税及び事業税	362	392
法人税等調整額	43	38
法人税等合計	405	353
中間純利益	1,295	1,410
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失()	0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	1,296	1,410

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
中間純利益	1,295	1,410
その他の包括利益	1,302	697
其他有価証券評価差額金	1,270	733
退職給付に係る調整額	32	35
中間包括利益	7	2,108
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6	2,108
非支配株主に係る中間包括利益	0	0

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,537	3,219	36,533	29	44,261
当中間期変動額					
剰余金の配当			169		169
親会社株主に帰属する中間純利益			1,296		1,296
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,127	0	1,126
当中間期末残高	4,537	3,219	37,661	30	45,387

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	490	312	178	38	44,121
当中間期変動額					
剰余金の配当					169
親会社株主に帰属する中間純利益					1,296
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,270	32	1,302	0	1,303
当中間期変動額合計	1,270	32	1,302	0	177
当中間期末残高	1,760	279	1,481	37	43,943

当中間連結会計期間(自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,537	3,219	37,031	31	44,757
当中間期変動額					
剰余金の配当			84		84
親会社株主に帰属する中間純利益			1,410		1,410
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,325	0	1,325
当中間期末残高	4,537	3,219	38,357	31	46,082

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,461	166	3,294	41	41,503
当中間期変動額					
剰余金の配当					84
親会社株主に帰属する中間純利益					1,410
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	733	35	697	0	698
当中間期変動額合計	733	35	697	0	2,023
当中間期末残高	2,727	131	2,596	41	43,527

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,701	1,764
減価償却費	257	319
貸倒引当金の増減()	393	350
偶発損失引当金の増減()	16	20
賞与引当金の増減額(は減少)	0	24
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	15	14
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5	3
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	28	8
資金運用収益	5,287	6,352
資金調達費用	190	666
有価証券関係損益()	308	176
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	0	10
貸出金の純増()減	7,086	8,891
預金の純増減()	11,922	34,939
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	5,000	-
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	23	19
資金運用による収入	5,586	6,480
資金調達による支出	97	559
その他	8,282	341
小計	14,156	27,507
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	324	48
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,481	27,459
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,722	6,577
有価証券の売却による収入	772	1,760
有価証券の償還による収入	11,342	10,728
有形固定資産の取得による支出	74	70
有形固定資産の売却による収入	-	0
有形固定資産の除却による支出	-	10
その他	195	52
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,123	5,778
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	169	84
リース債務の返済による支出	9	12
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	179	97
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,539	33,141
現金及び現金同等物の期首残高	53,832	58,241
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 49,293	1 91,383

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社
子会社名
株式会社海邦総研

2 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連会社 1社
会社名 ゆいパートナーサービス株式会社

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 1社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物：定額法を採用しております。

その他：定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下、「未保全額」という。)を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は278百万円(前連結会計年度末は421百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると見込まれる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
株式	5百万円	5百万円

- 2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,147百万円	2,631百万円
危険債権額	8,023百万円	6,415百万円
三月以上延滞債権額	百万円	百万円
貸出条件緩和債権額	5,501百万円	5,057百万円
合計額	15,672百万円	14,104百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
455百万円	302百万円

- 4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	27,658百万円	23,874百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	6,092百万円	5,884百万円
保証金	2百万円	11百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金	164百万円	173百万円

- 5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	35,731百万円	38,110百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	35,731百万円	38,110百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	8,310百万円	8,505百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
償却債権取立益	8百万円	16百万円
貸倒引当金戻入益	368百万円	320百万円
株式等売却益	308百万円	204百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	1,883百万円	2,036百万円
退職給付費用	14百万円	9百万円
計算委託料	604百万円	653百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸出金償却	63百万円	百万円
偶発損失引当金繰入額	百万円	20百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,400			3,400	
合計	3,400			3,400	
自己株式					
普通株式	8	0		8	(注)
合計	8	0		8	

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 250株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	169	50	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	84	利益剰余金	25	2024年9月30日	2024年12月10日

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,400			3,400	
合計	3,400			3,400	
自己株式					
普通株式	8	0		8	(注)
合計	8	0		8	

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 100株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	84	25	2025年3月31日	2025年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	84	利益剰余金	25	2025年9月30日	2025年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	49,726百万円	91,861百万円
普通預け金	395百万円	429百万円
郵便貯金	36百万円	49百万円
現金及び現金同等物	49,293百万円	91,383百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として、店舗及びシステム関連機器であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

2 リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	128,751	128,751	
その他有価証券	128,751	128,751	
(2) 貸出金	565,317		
貸倒引当金（*）	3,662		
	561,654	561,394	259
資産計	690,405	690,146	259
(1) 預金	718,086	717,867	219
負債計	718,086	717,867	219

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	123,910	123,910	
その他有価証券	123,910	123,910	
(2) 貸出金	574,208		
貸倒引当金（*）	3,315		
	570,893	570,447	445
資産計	694,803	694,358	445
(1) 預金	753,026	752,874	152
負債計	753,026	752,874	152

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	1,884	1,884
組合出資金（*3）	99	95
合 計	1,983	1,979

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	48,359	42,587		90,947
社債		27,722		27,722
株式	3,694			3,694
その他	6,387			6,387
資産計	58,442	70,309		128,751

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	46,872	37,924		84,796
社債		28,217		28,217
株式	4,353			4,353
その他	6,542			6,542
資産計	57,768	66,142		123,910

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金			561,394	561,394
資産計			561,394	561,394
預金		717,867		717,867
負債計		717,867		717,867

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金			570,447	570,447
資産計			570,447	570,447
預金		752,874		752,874
負債計		752,874		752,874

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとして市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、信用リスクを反映させて将来キャッシュ・フローを見積もり、無リスク金利で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,903	1,380	1,523
	債券	1,200	1,199	0
	国債	500	499	0
	地方債	200	200	0
	短期社債			
	社債	500	499	0
	その他	5,016	3,485	1,530
	小計	9,119	6,065	3,053
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	791	850	59
	債券	117,468	125,458	7,989
	国債	47,859	54,704	6,844
	地方債	42,387	43,025	638
	短期社債			
	社債	27,221	27,728	506
	その他	1,371	1,443	72
	小計	119,631	127,752	8,121
合計		128,751	133,818	5,067

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	4,343	2,164	2,178
	債券			
	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債			
	その他	6,542	4,202	2,339
	小計	10,885	6,367	4,518
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	10	13	2
	債券	113,014	121,551	8,536
	国債	46,872	54,385	7,513
	地方債	37,924	38,446	521
	短期社債			
	社債	28,217	28,719	501
	その他			
	小計	113,025	121,564	8,539
	合計	123,910	127,931	4,020

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している場合、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況や発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,067
その他有価証券	5,067
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	1,605
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,461
(-)非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,461

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	4,020
その他有価証券	4,020
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	1,293
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,727
(-)非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,727

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	73百万円	108百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円	0百万円
時の経過による調整額	1百万円	0百万円
その他の増減額(は減少)	34百万円	百万円
期末残高	108百万円	109百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	6,746	7,688
うち役務取引等収益	716	783
預金・貸出業務	294	393
為替業務	201	205
証券関連業務	52	45
代理業務	44	36
その他	123	101

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,767	749	1,229	6,746

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,724	654	1,309	7,688

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額		12,226円19銭	12,823円17銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	41,503	43,527
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	41	41
(うち非支配株主持分)	百万円	41	41
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	41,462	43,485
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	3,391	3,391

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益		382円38銭	415円96銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,296	1,410
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,296	1,410
普通株式の期中平均株式数	千株	3,391	3,391

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	58,700	91,861
有価証券	1, 2, 4 130,814	1, 2, 4 125,970
貸出金	2, 3, 5 565,317	2, 3, 5 574,208
その他資産	2 1,879	2 2,573
その他の資産	4 1,879	4 2,573
有形固定資産	7,943	7,969
無形固定資産	672	622
前払年金費用	1,004	1,068
繰延税金資産	2,068	1,795
支払承諾見返	2 2,757	2 3,125
貸倒引当金	3,700	3,349
資産の部合計	767,459	805,846
負債の部		
預金	718,239	753,204
その他負債	4,420	5,385
未払法人税等	65	409
リース債務	130	241
資産除去債務	108	109
その他の負債	4,117	4,624
賞与引当金	313	337
退職給付引当金	313	307
役員退職慰労引当金	130	121
偶発損失引当金	74	95
支払承諾	2,757	3,125
負債の部合計	726,249	762,577
純資産の部		
資本金	4,537	4,537
資本剰余金	3,219	3,219
資本準備金	3,219	3,219
利益剰余金	36,945	38,270
利益準備金	4,537	4,537
その他利益剰余金	32,407	33,732
別途積立金	29,395	29,895
事務機械化準備金	400	400
圧縮記帳積立金	19	19
繰越利益剰余金	2,593	3,418
自己株式	31	31
株主資本合計	44,671	45,995
その他有価証券評価差額金	3,461	2,727
評価・換算差額等合計	3,461	2,727
純資産の部合計	41,210	43,268
負債及び純資産の部合計	767,459	805,846

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
経常収益	6,732	7,667
資金運用収益	5,287	6,352
(うち貸出金利息)	4,767	5,724
(うち有価証券利息配当金)	440	450
役務取引等収益	700	762
その他業務収益	0	0
その他経常収益	¹ 743	¹ 552
経常費用	5,025	5,894
資金調達費用	190	666
(うち預金利息)	173	661
役務取引等費用	460	484
その他業務費用	-	15
営業経費	² 4,242	² 4,599
その他経常費用	³ 132	³ 128
経常利益	1,706	1,773
特別利益	-	0
特別損失	0	10
税引前中間純利益	1,706	1,762
法人税、住民税及び事業税	361	392
法人税等調整額	43	39
法人税等合計	405	353
中間純利益	1,300	1,409

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	事務機械化 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	28,895	400	20	2,606	36,460	
当中間期変動額										
剰余金の配当								169	169	
別途積立金の積立					500			500	-	
圧縮記帳積立金の取崩							0	0	-	
中間純利益								1,300	1,300	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	500	-	0	631	1,131	
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	29,395	400	20	3,238	37,592	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29	44,188	490	490	43,697
当中間期変動額					
剰余金の配当		169			169
別途積立金の積立		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
中間純利益		1,300			1,300
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			1,270	1,270	1,270
当中間期変動額合計	0	1,130	1,270	1,270	139
当中間期末残高	30	45,318	1,760	1,760	43,557

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	事務機械化 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	29,395	400	19	2,593	36,945
当中間期変動額									
剰余金の配当								84	84
別途積立金の積立					500			500	-
圧縮記帳積立金の取崩							0	0	-
中間純利益								1,409	1,409
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	500	-	0	825	1,324
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	29,895	400	19	3,418	38,270

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	31	44,671	3,461	3,461	41,210
当中間期変動額					
剰余金の配当		84			84
別途積立金の積立		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
中間純利益		1,409			1,409
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			733	733	733
当中間期変動額合計	0	1,324	733	733	2,057
当中間期末残高	31	45,995	2,727	2,727	43,268

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物：定額法を採用しております。

その他：定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下、「未保全額」という。)を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は278百万円(前事業年度末は421百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8 ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	85百万円	85百万円

2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,147百万円	2,631百万円
危険債権額	8,023百万円	6,415百万円
三月以上延滞債権額	百万円	百万円
貸出条件緩和債権額	5,501百万円	5,057百万円
合計額	15,672百万円	14,104百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	455百万円	302百万円

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	27,658百万円	23,874百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	6,092百万円	5,884百万円
保証金	2百万円	11百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	162百万円	171百万円

5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	35,731百万円	38,110百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	35,731百万円	38,110百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
償却債権取立益	8百万円	16百万円
貸倒引当金戻入益	368百万円	320百万円
株式等売却益	308百万円	204百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	159百万円	219百万円
無形固定資産	97百万円	99百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸出金償却	63百万円	百万円
偶発損失引当金繰入額	百万円	20百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以
下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式	80	80
関連会社株式	5	5
合計	85	85

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月12日開催の取締役会において、第79期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	84百万円
1株当たりの中間配当金	25円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口輝朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野信哉

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄海邦銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄海邦銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク

に対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 輝 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 野 信 哉

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄海邦銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄海邦銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。